

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2024 年 4 月 1 日から施行します。なお、この公告の施行に伴い、第 36 条に係る改正のうち旧様式のもの、当面の間使用することができるものとします。

現行(2024 年 3 月 16 日時点)	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 36 条 指定学校の学生（第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合</p> <p>(3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合</p> <p>2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 36 条 指定学校の学生（第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合</p> <p>(3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合</p> <p>2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。</p>

表

No. 契印		
通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) 男女	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月 日から
通学証明書の有効期限	年	月 日まで
証 明	年 月 日発行 学校所在地 学校名 学校代表者氏名	代表者 職印
<p>1 この証明書の有効期間は、発行の日から <u>上記の期限まで</u> (1箇月間) です。</p> <p>2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入 (性別は、<u>当票のものを用いて開封</u>) してください。</p> <p>3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。</p> <p>4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p> <p>下欄には、記入しないでください。</p>		
年	月	日まで
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

18.2 cm

12.5 cm

(裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(中略)

(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)

第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

表

No. 契印		
通学証明書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・ 年齢	(才)	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月 日から
卒業予定年月日	年	月 日まで
証 明	年 月 日発行 学校所在地 学校名 学校代表者氏名	代表者 職印
<p>1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。</p> <p>2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。</p> <p>3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。</p> <p>4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p> <p>下欄には、記入しないでください。</p>		
年	月	日まで
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

18.2 cm

12.5 cm

(裏無地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とかつこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(中略)

(東京附近等の特定区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)

第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表に定めるところにより特定の額を適用する。

2 第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第1項第3号の規定により鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間(以下「第140条第1項第3号規定区間」という。)内の駅相互間の普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条

(中略)

(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)

第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合

イ 東京山手線内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号ヲに定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号ワに定める額

ロ 大阪環状線内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号フの 2 に定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号ワの 2 に定める額

(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合

イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号ヨに定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号タに定める額

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号ヨの 2 に定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号タの 2 に定める額

(3) 第 79 条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第 2 号レに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第 2 号レの 2 に定める額

(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもつてこの区間の定期旅客運賃とする。

において同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもつて、この区間の普通旅客運賃とする。

(中略)

(幹線内相互発着等の大人定期旅客運賃の特定)

第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合

イ 東京山手線内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号ヲに定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号ワに定める額

ロ 大阪環状線内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号フの 2 に定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号ワの 2 に定める額

(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合

イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号ヨに定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号タに定める額

ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合

(イ) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 2 号ヨの 2 に定める額

(ロ) 大人通学定期旅客運賃

別表第 2 号タの 2 に定める額

(3) 第 79 条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額

別表第 2 号レに定める額

ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額

別表第 2 号レの 2 に定める額

(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもつてこの区間の定期旅客運賃とする。

(大人急行料金)

第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ) 及び(ニ)以外の特別急行料金

(中略)

(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金を 500 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

(中略)

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ
------	-------	-------	-------	--------

2 第 95 条第 1 号イ及び第 96 条の規定にかかわらず、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃(第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第 140 条第 1 項第 3 号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃のうち、最も低廉な額をもって、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。

(大人急行料金)

第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ) 及び(ニ)以外の特別急行料金

(中略)

(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金を 500 円を加算した額とする。

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

(中略)

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間及び博多・佐賀間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ	150 キロ
地帯	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル

地帯	メートル	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	まで	まで
料金	円	円	円	円
	700	950	1,200	1,400

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぶらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に 車内で 発売するものにあつては、800 円とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

(1) 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）

(2) 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 5 号から第 10 号及び同条第 2 項の区間にかかるものに限る。）

	まで	まで	まで	まで	<u>まで</u>
料金	円	円	円	円	<u>円</u>
	700	950	1,200	1,400	<u>2,000</u>

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぶらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。

(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき

① 指定席特急料金

(①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に発売するものにあつては、800 円とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

(1) 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）

(2) 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 5 号から第 10 号及び同条第 2 項の区間にかかるものに限る。）

(3) 東海道本線（新幹線）中豊橋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間、関西本線中名古屋・四日市間（ただし、対象区間のみを經由して乗車する場合に限る。）

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり 10 円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 280 円

3 箇月 790 円

6 箇月 1,420 円

(2) 前項第2号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり 10 円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 300 円

3 箇月 900 円

6 箇月 1,800 円

(中略)

(特定区間発着の場合のう回乗車)

第 160 条 第 70 条第 1 項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第 70 条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東海道本線（新幹線）東京・品川間及び東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。

3 第 70 条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第 1 項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり 10 円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 280 円

3 箇月 790 円

6 箇月 1,420 円

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合

イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり 10 円

ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

1 箇月 300 円

3 箇月 900 円

6 箇月 1,800 円

(中略)

(特定区間発着の場合のう回乗車)

第 160 条 第 70 条第 1 項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、別に定める場合を除き、う回乗車区間内では、途中下車をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第 70 条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる乗車券を所持する旅客は、東海道本線（新幹線）東京・品川間及び東北本線（新幹線）東京・上野間をう回して乗車することはできない。

3 第 70 条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第 1 項の規定によりう回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

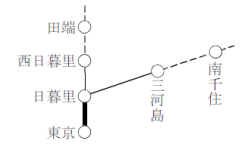
(特定分岐区間に対する区間外乗車の特例)

第 160 条の 2 次各号に掲げる各駅相互間発着（第 157 条第 2

項の規定により当該区間を乗車する場合を含む。)の乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

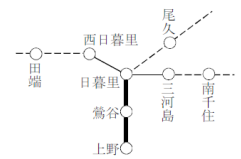
- (1) 西日暮里以遠(田端方面)の各駅と三河島以遠(南千住方面)の各駅との相互間

日暮里・東京間(定期乗車券にあつては、特別車両定期乗車券を除くものとし、日暮里・上野間に限る。)



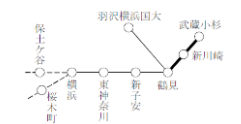
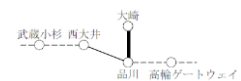
- (2) 日暮里、鶯谷又は西日暮里以遠(田端方面)若しくは三河島以遠(南千住方面)の各駅と、尾久駅との相互間(特別車両定期乗車券を使用する旅客を除く。)

日暮里・上野間及び鶯谷・上野間



- (3) 西大井以遠(武蔵小杉方面)の各駅と品川以遠(高輪ゲートウェイ方面)の各駅との相互間
品川・大崎間

- (4) 横浜以遠(保土ヶ谷又は桜木町方面)の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間
鶴見・武蔵小杉間

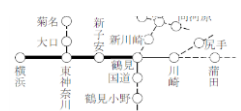
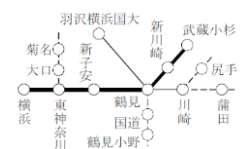
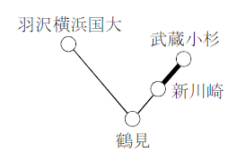


- (5) 新川崎駅と羽沢横浜国大駅との相互間
新川崎・武蔵小杉間

- (6) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠(蒲田又は尻手方面)、国道以遠(鶴見小野方面)若しくは大口以遠(菊名方面)の各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間

鶴見・横浜間、新子安・横浜間、東神奈川・横浜間及び鶴見・武蔵小杉間

- (7) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠(蒲田又は尻手方面)、国道以遠(鶴見小野方面)若しくは大口以遠(菊名方面)の各

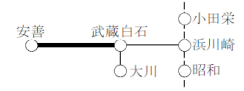


駅と、新川崎、西大井又は武蔵小杉以遠(武蔵中原又は向河原方面)の各駅との相互間

鶴見・横浜間、新子安・横浜間及び東神奈川・横浜間

(8) 武蔵白石又は浜川崎以遠(小田栄又は昭和方面)の各駅と、大川駅との相互間

武蔵白石・安善間



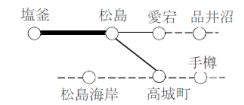
(9) 今宮又は芦原橋以遠(大正方面)の各駅と、JR難波駅との相互間

今宮・新今宮間



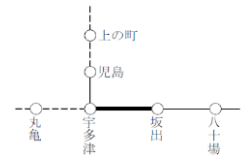
(10) 松島又は愛宕以遠(品井沼方面)の各駅と高城町以遠(松島海岸又は手樽方面)の各駅との相互間

松島・塩釜間



(11) 宇多津以遠(丸亀方面)の各駅と児島以遠(上の町方面)の各駅との相互間(坂出以遠(八十場方面)の各駅と児島以遠(上の町方面)の各駅とに直通する列車に乗車する場合に限る。)

宇多津・坂出間



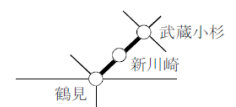
(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

2 次の各号に掲げる第86条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

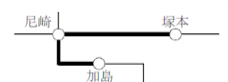
(1) 第86条第2号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券

鶴見・武蔵小杉間

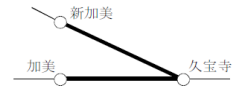


(2) 同条第5号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券

塚本・尼崎間及び尼崎・加島間



(3) 同条同号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券
加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美間



(分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例)

第160条の4 次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車に乗車するため、同駅から分岐する線区にまたがる乗車券を所持する(次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車からの乗継を含む。)旅客(定期乗車券を所持する旅客を除く。)が、同区間を乗車する場合は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

- 東 釧 路 ・ 釧 路 間
- 新 旭 川 ・ 旭 川 間
- 白 石 ・ 札 幌 間
- 桑 園 ・ 札 幌 間
- 沼 ノ 端 ・ 苫 小 牧 間
- 川 部 ・ 弘 前 間
- 追 分 ・ 秋 田 間
- 羽 前 千 歳 ・ 山 形 間
- 北 山 形 ・ 山 形 間
- 安 積 永 盛 ・ 郡 山 間
- 余 目 ・ 酒 田 間
- 宮 内 ・ 長 岡 間
- 宝 積 寺 ・ 宇 都 宮 間
- 神 田 ・ 東 京 間
- 代 々 木 ・ 新 宿 間
- 新 前 橋 ・ 高 崎 間
- 倉 賀 野 ・ 高 崎 間
- 東 神 奈 川 ・ 横 浜 間
- 塩 尻 ・ 松 本 間
- 金 山 ・ 名 古 屋 間
- 近 江 塩 津 ・ 敦 賀 間
- 山 科 ・ 京 都 間
- 新 大 阪 ・ 大 阪 間
- 尼 崎 ・ 大 阪 間
- 東 岡 山 ・ 岡 山 間
- 倉 敷 ・ 岡 山 間
- 備 中 神 代 ・ 新 見 間
- 伯 耆 大 山 ・ 米 子 間
- 宇 多 津 ・ 丸 亀 間
- 多 度 津 ・ 丸 亀 間
- 池 谷 ・ 勝 瑞 間

佐古・徳島間
佃・阿波池田間
向井原・伊予市間
北宇和島・宇和島間
海田市・広島間
横川・広島間
幡生・下関間
西小倉・小倉間
吉塚・博多間
久保田・佐賀間
城野・小倉間
浦上・長崎間
宇土・熊本間
田吉・南宮崎間

(注) 西小倉・小倉間又は吉塚・博多間について、新幹線に乗車する場合の取扱いは別に定める。

2. 次に掲げる区間に限り、第 157 条第 2 項の規定により乗車中の場合は、前項に準じて当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

羽前千歳・山形間
北山形・山形間
宮内・長岡間
神田・東京間
代々木・新宿間
新前橋・高崎間
倉賀野・高崎間
東神奈川・横浜間
塩尻・松本間
山科・京都間
新大阪・大阪間
尼崎・大阪間
西小倉・小倉間
吉塚・博多間
城野・小倉間

(海田市・広島間に係る区間外乗車の特例)

第 160 条の 5 矢野以遠(坂方面)の各駅と三原以遠(糸崎方面)の各駅相互間を乗車する旅客が、新幹線に乗車(広島・東広島間を除く。)する場合は、第 16 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、三原・広島間を同一の線路とみなして、広島・海田市間のうち海田市駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であつても乗車することができる。

(特定列車による折返し区間外乗車の特例)

第160条の6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に
乗車する旅客は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途
中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であ
つても乗車することができる。

白 石・札 幌間
川 部・弘 前間
北 山 形・山 形間
宮 内・長 岡間
日 暮 里・上 野間
金 山・名 古 屋間
倉 敷・岡 山間
備中神代・新 見間
宇 多 津・高 松間
長 門 市・仙 崎間
幡 生・下 関間
西 小 倉・門 司 港間
西 小 倉・小 倉間
江 北・肥 前 浜間

(特定列車によるう回乗車の取扱いの特例)

第160条の7 第70条の2第2項の規定により発売した乗車券
を所持する旅客は、同条第1項各号に掲げる列車に乗車する場
合に限り、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、
同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかつこの○印の
ない経路を当該列車によりう回して乗車することができる。た
だし、う回乗車区間内においては、途中で下車することはでき
ない。

2 前項の規定によるう回乗車中の旅客が、そのう回乗車区間に
おいて下車したときは、区間変更として取り扱う。

(中略)

(急行券の効力)

第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された
乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定され
た列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗
車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ
地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。

(中略)

7 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急
行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、
次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することがで

(中略)

(急行券の効力)

第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された
乗車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定され
た列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗
車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ
地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。

(中略)

7 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急
行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、

次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。

- (1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）
- (2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）

（未指定特急券の効力）

第172条の2 未指定特急券を所持する旅客は、第172条第1項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。

（中略）

（特別車両券の効力）

- 第175条** 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。
- 2** 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。
- 3** 第58条第5項の規定により急行列車と普通列車とにまたがつて発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第13条第2項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。
- 4** 第172条第7項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。

（中略）

（入場券の種類及び料金）

- 第295条** 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 普通入場券

きる。

- (1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）
- (2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）

（急行券の効力の特例）

第172条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。

（未指定特急券の効力）

第172条の3 未指定特急券を所持する旅客は、第172条第1項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。

（中略）

（特別車両券の効力）

- 第175条** 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。
- 2** 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。
- 3** 第58条第5項の規定により急行列車と普通列車とにまたがつて発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第13条第2項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。
- 4** 第172条第7項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。

（特別車両券の効力の特例）

第175条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。

（中略）

（入場券の種類及び料金）

- 第295条** 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 普通入場券

イ	ロ <u>及び</u> ハ以外の駅	
	大人	150 円
	小児	70 円
ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	150 円
	小児	70 円
ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	140 円
	小児	70 円

(2) 定期入場券

イ	ロ <u>及び</u> ハ以外の駅	
	大人	4,620 円
	小児	2,310 円
ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	4,280 円
	小児	2,140 円
ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	4,260 円
	小児	2,130 円

2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする

(以下略)

イ	ロ、ハ <u>及び</u> ニ以外の駅	
	大人	150 円
	小児	70 円
ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	150 円
	小児	70 円
ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	140 円
	小児	70 円

ニ 第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の各駅

<u>大人</u>	<u>160 円</u>
<u>小児</u>	<u>80 円</u>

(2) 定期入場券

イ	ロ、ハ <u>及び</u> ニ以外の駅	
	大人	4,620 円
	小児	2,310 円
ロ	東京附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	4,280 円
	小児	2,140 円
ハ	大阪附近の電車特定区間内の各駅	
	大人	4,260 円
	小児	2,130 円

ニ 第 140 条第 1 項第 3 号規定区間内の各駅

<u>大人</u>	<u>4,920 円</u>
<u>小児</u>	<u>2,460 円</u>

2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。

(以下略)